

高知大学内部質保証実施要項

令和2年6月10日

内部質保証会議決定

最終改正 令和6年3月13日

(目的)

第1条 この実施要項は、高知大学内部質保証の基本方針（以下「基本方針」という。）第10項に基づき、高知大学（以下「本学」という。）の内部質保証の実施に関し、必要な事項を定める。

(モニタリングとレビュー)

第2条 基本方針第3項に定める全学組織（以下単に「全学組織」という。）及び部局（以下単に「部局」という。）は、同第2項に定める内部質保証の対象とする活動について、1年に1回行うモニタリング（簡易な点検・評価）及び5年から7年に1回行うレビュー（総合的な点検・評価）（以下「モニタリング等」という。）を実施する。

2 前項に定めるモニタリング等は、別表「対象とする活動ごとのモニタリング等の観点」に基づき実施しなければならない。ただし、部局の目的に照らして実施が困難と全学組織が認めた観点については、部局はモニタリング等の実施を行わないことができる。

3 全学組織は、必要に応じて、全学組織及び部局が行うモニタリング等について、別表「対象とする活動ごとのモニタリング等の観点」以外の観点を追加することができる。

4 部局は、必要に応じて、部局が行うモニタリング等について、別表「対象とする活動ごとのモニタリング等の観点」以外の観点を追加することができる。

5 レビュー（総合的な点検・評価）の実施時期は、機関別認証評価、分野別認証評価及び法人評価の実施時期を勘案して内部質保証会議が定める。

(全学組織が実施するモニタリング等)

第3条 全学組織が実施するモニタリング等は、対象とする活動を担当する部局がない場合を除いて、第5条第1項に定める部局からの報告を受けて行うものとする。

(改善及び向上の取組み)

第4条 部局は、モニタリング等の結果、その活動に改善を要する事項があると認めた場合は、改善計画を作成する。ただし、部局での対応が困難であり、全学での検討を要すると判断した事項については、全学組織にその事項を報告する。

2 全学組織は、モニタリング等の結果、その活動に改善を要する事項があると認めた場合は、改善計画を作成する。また、部局の活動に改善の必要があると認める場合は、該当する部局に対して必要な改善を指示する。ただし、全学組織での対応が困難であり、内部質保証会議での検討を要すると判断した事項については、IR・評価機構を通じて内部質保証会議にその事項を報告する。

3 全学組織及び部局は、点検・評価の結果、その活動が適切に行われていると認めた場合であってもその活動の質の向上に努め、さらなる成果を上げることが見込まれるときは

そのための活動計画を策定する。

(自己点検・評価シート)

第5条 部局は、モニタリング等の実施結果、改善計画及びさらなる成果を上げるための活動計画を報告するため、自己点検・評価シート（別記様式）を作成し、その対象とする活動の内部質保証の実施を担当する全学組織へ提出する。なお、提出にあたっては、必要に応じて自己点検・評価シート（別記様式）以外の資料を追加して提出することができる。

2 全学組織は、モニタリング等の実施結果、改善計画、部局に対して行った改善の指示及びさらなる成果を上げるための活動計画を報告するため、自己点検・評価シート（別記様式）を作成し、I R・評価機構を通じて内部質保証会議へ提出する。なお、提出にあたっては、必要に応じて自己点検・評価シート（別記様式）以外の資料を追加して提出することができる。

(内部質保証会議)

第6条 内部質保証会議は、第5条第2項に定める全学組織からの報告を受けて本学の活動全体についてのモニタリング等を行う。

2 内部質保証会議は、モニタリング等の結果、本学の活動に改善を要する事項があると認めた場合は、改善計画を作成する。また、全学組織及び部局の活動に改善の必要があると認める場合は該当する全学組織及び部局に対して必要な改善を指示する。

(改善計画の実施及び進捗状況の確認)

第7条 内部質保証会議、全学組織及び部局は、作成した改善計画を遅滞なく実施する。また、全学組織及び部局は、内部質保証会議又は全学組織から改善の指示があった場合は遅滞なくその指示に沿った改善計画を実施する。

2 I R・評価機構は前項に定める改善計画の進捗状況を毎年度確認し、内部質保証会議へ報告する。

(委任)

第8条 全学組織及び部局は、内部質保証に関する業務の一部又は全部をその全学組織又は部局の下に設置した別の組織に委任することができる。ただし、事後、当該組織は、委任した全学組織又は部局に対してその結果を報告し、承認を受けるものとする。

附 則

1 この実施要項は、令和2年4月1日から施行する。

2 第2条第1項中「第2項に定める内部質保証の対象とする活動」とあるのは、令和3年3月31日までの間「第2項に定める内部質保証の対象とする活動（地域連携に関すること及び研究に関することを除く。）」と読み替えるものとする。

附 則

この実施要項は、令和3年3月17日から施行する。

附 則

この実施要項は、令和4年3月22日から施行する。

附 則

この実施要項は、令和５年３月 20 日から施行する。

附 則

この実施要項は、令和６年３月 13 日から施行する。

別表（第2条関係）

内部質保証の対象とする活動ごとのモニタリング等の観点

レビュー（総合的な点検・評価）は、原則として表中の「モニタリング等の観点」で示した全ての項目について点検・評価を行う。

モニタリング（簡易な点検・評価）は、原則として表中の「モニタリング等の観点」のうち「モニタリング（簡易な点検・評価）」の欄に○がある項目について点検・評価を行う。

1. 教育課程に関すること

全学組織：全学教育機構

部 局：各学部、土佐さがけプログラム、研究科各専攻、共通教育実施委員会、学び創造センター、データサイエンスセンター、教師教育センター

（1）全学組織が実施するモニタリング等の観点

No	モニタリング等の観点	モニタリング （簡易な点 検・評価）
1	部局の学位授与方針が、大学及び部局の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定されているか。	
2	部局の教育課程方針が、学位授与方針と整合的であるか。	
3	部局の教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的でありふさわしい水準となっているか。	
4	部局が学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導方法が採用されているか。	○
5	部局が、学位授与方針に則して適切な履修指導、支援を行っているか。	○
6	部局が教育課程方針に則して、公正な成績評価を厳格かつ客観的に実施しているか。	○
7	部局が、大学及び部局の目的並びに学位授与方針に則して、公正な卒業（修了）判定を実施しているか。	○
8	部局において、大学及び部局の目的並びに学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られているか。	○
9	関係者（学生、卒業生、卒業生の主な雇用者等）からの意見聴取が適切な頻度で実施され、その結果に基づく改善が行われているか。	○

※上記の他、必要に応じて各全学組織においてモニタリング等の観点を追加することができる。

(2) 部局が実施するモニタリング等の観点

No	モニタリング等の観点	モニタリング (簡易な点 検・評価)
1	部局の学位授与方針が、大学及び部局の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定されているか。	
2	教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示しているか。	
3	教育課程方針が学位授与方針と整合性を有しているか。	
4	教育課程の編成が、体系性を有しているか。	
5	授業科目の内容が、授与する学位にふさわしい水準となっているか。	
6	他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めているか。	
7	学位論文の作成等に係る指導（研究指導）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしているか（研究科各専攻のみ。ただし、教職実践高度化専攻を除く。）。	
8	適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されているか。	○
9	教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当しているか。	○
10	教職大学院においては、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を設けているか（教職実践高度化専攻のみ）。	
11	教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっているか（研究科各専攻のみ）。	
12	教職大学院においては、連携協力校を確保しているか（教職実践高度化専攻のみ）。	
13	学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われているか。	○
14	学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われているか。	○
15	社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施しているか。	○
16	成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針において定められている	

	学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定しているか。	
17	成績評価基準を学生に周知しているか。	
18	成績評価基準にのっとり各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認しているか。	○
19	成績に対する異議申立て制度を組織的に設けているか。	
20	大学及び部局の目的並びに学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定しているか。	
21	大学院教育課程においては、学位論文の審査に係る手続及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として作成しているか（研究科各専攻のみ。ただし、教職実践高度化専攻を除く。）。	
22	策定した卒業（修了）要件（学位論文審査基準を含む。）を学生に周知しているか。	
23	卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文審査基準を含む。）に則して組織的に実施しているか。	○
24	標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学及び部局の目的並びに学位授与方針に則して適正な状況にあるか。	○
25	就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学の様子が、大学及び部局の目的並びに学位授与方針に則して適正な状況にあるか。	○
26	卒業（修了）時の学生からの意見聴取が適切な頻度で実施され、その結果において、大学及び部局の目的並びに学位授与方針に則した学習成果が得られていることが確認できるか。	○
27	卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取が適切な頻度で実施され、その結果において、大学及び部局の目的並びに学位授与方針に則した学習成果が得られていることが確認できるか。	○
28	就職先等からの意見聴取が適切な頻度で実施され、その結果において、大学及び部局の目的並びに学位授与方針に則した学習成果が得られていることが確認できるか。	○
29	センターの活動方針が、大学の理念や目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定されているか（センターのみ）。	
30	活動方針に基づいた活動が行われ、その結果による成果が出ているか（センターのみ）。	○

※上記の他、必要に応じて各全学組織及び部局においてモニタリング等の観点を追加することができる。

2. 学生支援に関すること

全学組織：全学教育機構

部 局：各学部、土佐さがけプログラム、研究科各専攻、学び創造センター、グローバル教育支援センター、希望創発センター、保健管理センター

(1) 全学組織が実施するモニタリング等の観点

No	モニタリング等の観点	モニタリング (簡易な点検・評価)
1	生活支援等に関する総合的相談・助言体制（部局における体制及び全学の体制）が整備されているか。	
2	健康に関する相談・助言体制（部局における体制及び全学の体制）が整備されているか。	
3	就職等進路に関する相談・助言体制（部局における体制及び全学の体制）が整備されているか。	
4	学生に対する各種ハラスメントに関する防止のための措置（規定及び実施内容）・相談の体制（部局における体制及び全学の体制）が整備されているか。	
5	学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう、必要な支援を行っているか。	○
6	障害のある学生、留学生、その他特別な支援を要する学生に対する支援を行う体制（部局における体制及び全学の体制）が整備されているか。	
7	学生に対する経済面での援助を行っているか。	○
8	自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。	○
9	関係者（学生、卒業生、卒業生の主な雇用者等）からの意見聴取の結果に基づく改善が行われているか。	○

※上記の他、必要に応じて各全学組織においてモニタリング等の観点を追加することができる。

(2) 部局が実施するモニタリング等の観点

No	モニタリング等の観点	モニタリング (簡易な点検・評価)
1	就職等進路に関する相談・助言について、部局における体制が整備されているか。	○
2	学生に対する各種ハラスメントに関する防止のための措置（規定及び実	○

	施内容)・相談について、部局における体制が整備されているか。	
3	障害のある学生、その他特別な支援を要する学生に対する支援について、部局における体制が整備されているか。	○
4	留学生に対する学習支援について、体制が整備されているか。	○
5	留学生への生活支援等について、体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っているか。	○
6	センターの活動方針が、大学の理念や目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定されているか（センターのみ）。	
7	活動方針に基づいた活動が行われ、その結果による成果が出ているか（センターのみ）。	○

※上記の他、必要に応じて各全学組織及び部局においてモニタリング等の観点を追加することができる。

3. 学生受入に関すること

全学組織：入試企画実施機構、大学院入学試験委員会

部 局：各学部、研究科各専攻、学び創造センター

(1) 全学組織が実施するモニタリング等の観点

No	モニタリング等の観点	モニタリング (簡易な点 検・評価)
1	学生受入方針が明確に定められているか。	
2	学生の受入が適切に実施されているか。	○
3	各学部及び大学院各課程（修士、博士（後期）、博士（一貫）、専門職学位）の実入学者数（5年間平均）が、入学定員（5年間平均）を大幅に超える（1.3倍以上）、又は大幅に下回る（0.7倍以下）状況になっているか。	○
4	関係者（入学希望者、入学希望者の保護者、高等学校等の進学担当者等）からの意見聴取が適切な頻度で実施され、その結果に基づく改善が行われているか。	○

※上記の他、必要に応じて各全学組織においてモニタリング等の観点を追加することができる。

(2) 部局が実施するモニタリング等の観点

No	モニタリング等の観点	モニタリング (簡易な点 検・評価)
1	学生受入方針において、「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」の双方を明示しているか。	
2	学生受入方針に沿った受入方法を採用しており、実施体制により公正に実施しているか。	○
3	学生受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組を行っており、その結果を入学者選抜の改善に役立っているか。	○
4	実入学者数が、入学定員を大幅に超える（1.3倍程度以上）、又は大幅に下回る（0.7倍程度以下）状況になっていないか。	○
5	センターの活動方針が、大学の理念や目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定されているか（センターのみ）。	
6	活動方針に基づいた活動が行われ、その結果による成果が出ているか	○

	(センターのみ)。	
--	-----------	--

※上記の他、必要に応じて各全学組織及び部局においてモニタリング等の観点を追加することができる。

4. 施設整備に関すること

全学組織：全学財務委員会

部 局：なし

(1) 全学組織が実施するモニタリング等の観点

No	モニタリング等の観点	モニタリング (簡易な点 検・評価)
1	教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備を法令に基づき整備しているか。	
2	施設における耐震化について、耐震基準を満たしているか。	
3	外灯や防犯カメラの設置等、安全・防犯面への配慮がなされているか。	○
4	施設のバリアフリー化について、障害のある学生等の利用者が円滑に利用できるよう配慮がなされているか。	○
5	関係者（教職員、学生、施設利用者等）からの意見聴取の結果に基づく改善が行われているか。	○

※上記の他、必要に応じて各全学組織においてモニタリング等の観点を追加することができる。

5. 地域連携に関すること

全学組織：次世代地域創造センター

部 局：なし

(1) 全学組織が実施するモニタリング等の観点

No	モニタリング等の観点	モニタリング (簡易な点 検・評価)
1	地域連携の方針が、大学の理念や目的を踏まえて具体的に策定されているか。	
2	地域連携の方針に基づいた活動が適切に実施されているか。	○
3	活動の実績及び活動への参加者等の満足度を踏まえて、成果（アウトカム）が生じているか。	○
4	地域連携の方針や活動の状況が適切に公表・周知されているか。	○
5	改善のための具体的取組が行われているか。	○

※上記の他、必要に応じて各全学組織においてモニタリング等の観点を追加することができる。

6. 研究に関すること

全学組織：研究推進戦略委員会

部 局：学系各部門、総合研究センター、防災推進センター、I o P 共創センター、
MED i センター、海洋コア国際研究所

(1) 全学組織が実施するモニタリング等の観点

No	モニタリング等の観点	モニタリング (簡易な点 検・評価)
1	部局の研究活動の目標が大学の研究活動の目標と整合性を有しているか。	
2	部局の研究活動や研究成果が大学の目標に即して適正な状況にあるか 検証を行っているか。	
3	研究者（教員・研究員等）を育成する制度を策定し、実施しているか。	○
4	全学組織に裁量のある研究費により部局や教員個人の研究を支援する 制度を策定し、実施しているか。	○
5	科研費等の外部資金の獲得（特許の申請を含む。）を推進するための制 度を策定し、実施しているか。	○
6	研究設備の設置・整備・更新に関する方針を策定しているか。	
7	共同利用機器の修理や更新等、研究環境の整備を推進する制度を策定 し、実施しているか。	○
8	部局構成員の研究倫理等を向上させる取組を行っているか。	○

※上記の他、必要に応じて各全学組織においてモニタリング等の観点を追加することができる。

(2) 部局が実施するモニタリング等の観点

No	モニタリング等の観点	モニタリング (簡易な点 検・評価)
1	部局の研究活動の目標が具体的かつ明確に策定されているか。	
2	部局の研究活動の目標が、大学の研究活動の目標と整合性を有してい るか。	
3	論文・著書・学会発表等の研究成果の質及び量が大学及び部局の目標に 即して適正な状況にあるか。	○
4	活動方針に基づいた研究支援活動が行われ、その結果による成果が出 ているか（総合研究センターのみ）。	○

※上記の他、必要に応じて各全学組織及び部局においてモニタリング等の観点を追加することができる。

7. 図書館及びI C Tに関すること

全学組織：学術情報基盤図書館

部 局：なし

(1) 全学組織が実施するモニタリング等の観点

No	モニタリング等の観点	モニタリング (簡易な点 検・評価)
1	教育研究活動を展開する上で必要なI C T環境を整備し、それが有効に活用されているか。	○
2	図書館において、教育研究上必要な資料を利用可能な状態に整備し、有効に活用されているか。	○
3	情報基盤及び学術情報資料の活用について適切な支援が行われているか。	○

※上記の他、必要に応じて各全学組織においてモニタリング等の観点を追加することができる。

別記様式（第5条関係）

自己点検・評価シート

レビュー（総合的な点検・評価）は、原則として表中の「モニタリング等の観点」で示した全ての項目について点検・評価を行う。

モニタリング（簡易な点検・評価）は、原則として表中の「モニタリング等の観点」のうち「モニタリング（簡易な点検・評価）」の欄に○がある項目について点検・評価を行う。

なお、関連する外部評価の結果、学内の他の自己点検・評価の結果、その他の内部質保証以外の評価結果又は監事、会計監査人からの意見及び外部者による意見がある場合は、その内容を活用し点検・評価を行う。

提出先：部 局 → 全学組織

全学組織 → 内部質保証会議（I R・評価機構経由）

第1 点検・評価チェックリスト

1 教育課程に関すること

1-1 全学組織が実施するモニタリング等のチェックリスト

項目番号	モニタリング等の観点	根拠資料	【参考】 想定される根拠資料	点検・評価結果	モニタリング （簡易な点 検・評価）
1-1-1	部局の学位授与方針が、大学及び部局の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定されているか。		・部局の自己点検・評価シート	☐ 適切である ☐ 改善を要する事項がある	

1-1-2	部局の教育課程方針が、学位授与方針と整合的であるか。		・部局の自己点検・評価シート	☐ 適切である ☐ 改善を要する事項がある	
1-1-3	部局の教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的でありふさわしい水準となっているか。		・部局の自己点検・評価シート	☐ 適切である ☐ 改善を要する事項がある	
1-1-4	部局が学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導方法が採用されているか。		・部局の自己点検・評価シート	☐ 適切である ☐ 改善を要する事項がある	○
1-1-5	部局が、学位授与方針に則して適切な履修指導、支援を行っているか。		・部局の自己点検・評価シート	☐ 適切である ☐ 改善を要する事項がある	○
1-1-6	部局が教育課程方針に則して、公正な成績評価を厳格かつ客観的に実施しているか。		・部局の自己点検・評価シート	☐ 適切である ☐ 改善を要する事項がある	○
1-1-7	部局が、大学及び部局の目的並びに学位授与方針に則して、公正な卒業（修了）判定を実施しているか。		・部局の自己点検・評価シート	☐ 適切である ☐ 改善を要する事項がある	○
1-1-8	部局において、大学及び部局の目的並びに学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られているか。		・部局の自己点検・評価シート	☐ 適切である ☐ 改善を要する事項がある	○
1-1-9	関係者（学生、卒業生、卒業生の主な雇用者等）からの意見聴取が適切な頻度で実施され、その結果に基づく改善が行われているか。		・意見聴取の実施時期、内容等の一覧	☐ 適切である ☐ 改善を要する事項がある	○

1－2 部局が実施するモニタリング等のチェックリスト

項目番号	モニタリング等の観点	根拠資料	【参考】 想定される根拠資料	点検・評価結果	モニタリング (簡易な点検・評価)
1－2－1	部局の学位授与方針が大学及び部局の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定されているか。		・学位授与方針	☐ 適切である ☐ 改善を要する事項がある	
1－2－2	教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示しているか。		・教育課程方針	☐ 適切である ☐ 改善を要する事項がある	
1－2－3	教育課程方針が学位授与方針と整合性を有しているか。		・教育課程方針及び学位授与方針	☐ 適切である ☐ 改善を要する事項がある	
1－2－4	教育課程の編成が、体系性を有しているか。		・体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等） ・授業科目の開設状況が確認できる資料（シラバス等）	☐ 適切である ☐ 改善を要する事項がある	

1-2-5	授業科目の内容が、授与する学位にふさわしい水準となっているか。		・シラバス	☐ 適切である ☐ 改善を要する事項がある	
1-2-6	他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めているか。		・明文化された規定類	☐ 適切である ☐ 改善を要する事項がある	
1-2-7	学位論文の作成等に係る指導（研究指導）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしているか（研究科各専攻のみ。ただし、教職実践高度化専攻を除く。）。		・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等） ・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料	☐ 適切である ☐ 改善を要する事項がある	
1-2-8	適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されているか。		・シラバス、学生便覧等	☐ 適切である ☐ 改善を要する事項がある	○

1-2-9	教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当しているか。		・認証評価別紙様式6-4-4 ・教員活動の記録・評価システムデータ	☐ 適切である ☐ 改善を要する事項がある	○
1-2-10	教職大学院においては、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を設けているか（教職実践高度化専攻のみ）。		・CAP制に関する規定	☐ 適切である ☐ 改善を要する事項がある	
1-2-11	教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっているか（研究科各専攻のみ）。		・大学院学則	☐ 適切である ☐ 改善を要する事項がある	
1-2-12	教職大学院においては、連携協力校を確保しているか（教職実践高度化専攻のみ）。		・連携協力校との連携状況が確認できる資料	☐ 適切である ☐ 改善を要する事項がある	
1-2-13	学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われているか。		・認証評価別紙様式6-5-1	☐ 適切である ☐ 改善を要する事項がある	○
1-2-14	学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われているか。		・認証評価別紙様式6-5-2	☐ 適切である ☐ 改善を要する事項がある	○

1－2－15	社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施しているか。		・認証評価別紙様式6－5－3	☐ 適切である ☐ 改善を要する事項がある	○
1－2－16	成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針において定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定しているか。		成績評価基準	☐ 適切である ☐ 改善を要する事項がある	
1－2－17	成績評価基準を学生に周知しているか。		・学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所	☐ 適切である ☐ 改善を要する事項がある	
1－2－18	成績評価基準にのっとり各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認しているか。		・成績評価の分布表 ・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料 ・GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料	☐ 適切である ☐ 改善を要する事項がある	○
1－2－19	成績に対する異議申立て制度を組織的に設けているか。		・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料	☐ 適切である ☐ 改善を要する事項がある	

			・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
1－2－20	大学及び部局の目的並びに学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定しているか。		・卒業又は修了の要件を定めた規定 ・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料	☐ 適切である ☐ 改善を要する事項がある	
1－2－21	大学院教育課程においては、学位論文の審査に係る手続及び評価の基準（以下「学位論文審査基準」という。）を組織として作成しているか（研究科各専攻のみ。ただし、教職実践高度化専攻を除く。）。		・学位論文（課題研究）の審査に係る手続及び評価の基準 ・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料	☐ 適切である ☐ 改善を要する事項がある	
1－2－22	策定した卒業（修了）要件（学位論文審査基準を含む。）を学生に周知しているか。		・学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所	☐ 適切である ☐ 改善を要する事項がある	

1 - 2 - 23	卒業又は修了の認定を、卒業(修了)要件(学位論文審査基準を含む。)に則して組織的に実施しているか。		・教授会等での審議状況等の資料 〈以下は専門職学位課程を除く大学院課程のみ〉 ・学位論文(特定課題研究の成果を含む。)に係る評価基準、審査手続き等 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料	☐ 適切である ☐ 改善を要する事項がある	○
1 - 2 - 24	標準修業年限内の卒業(修了)率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率、資格取得等の状況が、大学及び部局の目的並びに学位授与方針に則して適正な状況にあるか。		・認証評価別紙様式6-8-1	☐ 適切である ☐ 改善を要する事項がある	○
1 - 2 - 25	就職(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学状況が、大学及び部局の目的並びに学位授与方針に則して適正な状況にあるか。		・認証評価別紙様式6-8-2	☐ 適切である ☐ 改善を要する事項がある	○

1－2－26	卒業(修了)時の学生からの意見聴取が適切な頻度で実施され、その結果において、大学及び部局の目的並びに学位授与方針に則した学習成果が得られていることが確認できるか。		・学生からの意見聴取(学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料	☐ 適切である ☐ 改善を要する事項がある	○
1－2－27	卒業(修了)後一定期間の就業経験等を経た卒業(修了)生からの意見聴取が適切な頻度で実施され、その結果において、大学及び部局の目的並びに学位授与方針に則した学習成果が得られていることが確認できるか。		・卒業(修了)後、一定年限を経過した卒業(修了)生についての意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料	☐ 適切である ☐ 改善を要する事項がある	○
1－2－28	就職先等からの意見聴取が適切な頻度で実施され、その結果において、大学及び部局の目的並びに学位授与方針に則した学習成果が得られていることが確認できるか。		・就職先や進学先等の関係者への意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料	☐ 適切である ☐ 改善を要する事項がある	○
1－2－29	センターの活動方針が、大学の理念や目的を踏まえて、具体的		・センターの活動方針が確認できる資料	☐ 適切である ☐ 改善を要する事項がある	

	かつ明確に策定されているか (センターのみ)。				
1-2-30	活動方針に基づいた活動が行われ、その結果による成果が出ているか (センターのみ)。		・センター年報 ・教員活動の記録・評価システムデータ	☐ 適切である ☐ 改善を要する事項がある	○

2 学生支援に関すること

2-1 全学組織が実施するモニタリング等のチェックリスト

項目番号	モニタリング等の観点	根拠資料	【参考】 想定される根拠資料	点検・評価結果	モニタリング (簡易な点検・評価)
2-1-1	生活支援等に関する総合的相談・助言体制(部局における体制及び全学の体制)が整備されているか。		・部局の自己点検・評価シート ・認証評価別紙様式4-2-1 ・生活支援等に関する相談・助言体制が確認できる資料	☐ 適切である ☐ 改善を要する事項がある	
2-1-2	健康に関する相談・助言体制(部局における体制及び全学の体制)が整備されているか。		・部局の自己点検・評価シート ・認証評価別紙様式4-2-1	☐ 適切である ☐ 改善を要する事項がある	

			・健康に関する相談・助言体制が確認できる資料		
2-1-3	就職等進路に関する相談・助言体制（部局における体制及び全学の体制）が整備されているか。		・部局の自己点検・評価シート ・認証評価別紙様式4-2-1 ・就職等進路に関する相談・助言体制が確認できる資料	☐ 適切である ☐ 改善を要する事項がある	
2-1-4	学生に対する各種ハラスメントに関する防止のための措置（規定及び実施内容）・相談の体制（部局における体制及び全学の体制）が整備されているか。		・部局の自己点検・評価シート ・認証評価別紙様式4-2-1 ・各種ハラスメント等の相談体制や対策方法が確認できる資料	☐ 適切である ☐ 改善を要する事項がある	
2-1-5	学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう、必要な支援を行っているか。		・各学部等の自己点検・評価シート ・認証評価別紙様式4-2-2 ・教員活動の記録・評価システムデータ	☐ 適切である ☐ 改善を要する事項がある	○
2-1-6	障害のある学生、留学生、その他特別な支援を要する学生に対する支援を行う体制（部局における体制及び全学の体制）が整備されているか。		・部局の自己点検・評価シート ・認証評価別紙様式4-2-4	☐ 適切である ☐ 改善を要する事項がある	

2-1-7	学生に対する経済面での援助を行っているか。		・部局の自己点検・評価シート ・認証評価別紙様式4-2-5 ・奨学金の制度やその利用実績が確認できる資料 ・入学料、授業料免除の基準や実施状況が確認できる資料 ・学生寄宿舍の利用状況が確認できる資料	☐ 適切である ☐ 改善を要する事項がある	○
2-1-8	自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。		・部局の自己点検・評価シート ・認証評価別紙様式4-1-6	☐ 適切である ☐ 改善を要する事項がある	○
2-1-9	関係者（学生、卒業生、卒業生の主な雇用者等）からの意見聴取の結果に基づく改善が行われているか。		・意見聴取の実施時期、内容等の一覧	☐ 適切である ☐ 改善を要する事項がある	○

2-2 部局が実施するモニタリング等のチェックリスト

項目番号	モニタリング等の観点	根拠資料	【参考】 想定される根拠資料	点検・評価結果	モニタリング (簡易な点検・評価)
2-2-1	就職等進路に関する相談・助言について、部局における体制が整備されているか。		・部局における就職等進路に関する相談・助言体制が確認できる資料	☐ 適切である ☐ 改善を要する事項がある	○
2-2-2	学生に対する各種ハラスメントに関する防止のための措置（規定及び実施内容）・相談について、部局における体制が整備されているか。		・部局における各種ハラスメント等の相談体制や対策方法が確認できる資料	☐ 適切である ☐ 改善を要する事項がある	○
2-2-3	障害のある学生その他特別な支援を要する学生に対する支援について、部局における体制が整備されているか。		・認証評価別紙様式6-5-4（留学生の項目を除く） ・障害のある学生その他特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への支援に関する部局における体制が確認できる資料	☐ 適切である ☐ 改善を要する事項がある	○
2-2-4	留学生に対する学習支援について、体制が整備されているか。		・認証評価別紙様式6-5-4（留学生の項目のみ）	☐ 適切である ☐ 改善を要する事項がある	○

2-2-5	留学生への生活支援等について、体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っているか。		・認証評価別紙様式4-2-3	☐ 適切である ☐ 改善を要する事項がある	○
2-2-6	センターの活動方針が、大学の理念や目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定されているか（センターのみ）。		・センターの活動方針が確認できる資料	☐ 適切である ☐ 改善を要する事項がある	
2-2-7	活動方針に基づいた活動が行われ、その結果による成果が出ているか（センターのみ）。		・センター年報 ・教員活動の記録・評価システムデータ	☐ 適切である ☐ 改善を要する事項がある	○

3 学生受入に関すること

3-1 全学組織が実施するモニタリング等のチェックリスト

項目番号	モニタリング等の観点	根拠資料	【参考】 想定される根拠資料	点検・評価結果	モニタリング (簡易な点検・評価)
3-1-1	学生受入方針が明確に定められているか。		・部局の自己点検・評価シート	☐ 適切である ☐ 改善を要する事項がある	
3-1-2	学生の受入が適切に実施されているか。		・部局の自己点検・評価シート ・認証評価別紙様式5-2-1	☐ 適切である ☐ 改善を要する事項がある	○

3-1-3	各学部及び大学院各課程（修士、博士（後期）、博士（一貫）、専門職学位）の実入学者数（5年間平均）が、入学定員（5年間平均）を大幅に超える（1.3倍以上）、又は大幅に下回る（0.7倍以下）状況になっているか。		・入学定員充足率（認証評価共通基礎データ様式2） ・部局の自己点検・評価シート	☐ 適切である ☐ 改善を要する事項がある	○
3-1-4	関係者（入学希望者、入学希望者の保護者、高等学校等の進学担当者等）からの意見聴取が適切な頻度で実施され、その結果に基づく改善が行われているか。		・意見聴取の実施時期、内容等の一覧	☐ 適切である ☐ 改善を要する事項がある	○

3-2 部局が実施するモニタリング等のチェックリスト

項目番号	モニタリング等の観点	根拠資料	【参考】 想定される根拠資料	点検・評価結果	モニタリング (簡易な点検・評価)
3-2-1	学生受入方針において、「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」の双方を明示しているか。		・学生受入方針	☐ 適切である ☐ 改善を要する事項がある	
3-2-2	学生受入方針に沿った受入方法を採用しており、実施体制により公正に実施しているか。		・面接、実技試験等において評価の公正性を担保する組織的取組の状況を示す資料（面接要領等）	☐ 適切である ☐ 改善を要する事項がある	○

			・入試委員会等の実施組織及び入学者選抜の実施体制が確認できる資料 ・入学者選抜の試験実施に係る実施要項、実施マニュアル等 ・学士課程については、個別学力検査及び大学入試センター試験において課す教科・科目の変更等が入学者の準備に大きな影響を及ぼす場合に2年程度前に予告・公表されたもので直近のもの		
3-2-3	学生受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組を行っており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。		・学生の受入状況を検証する組織、方法が確認できる資料 ・学生の受入状況を検証し、入学者選抜の改善を反映させたことを示す具体的事例等	☐ 適切である ☐ 改善を要する事項がある	○

3-2-4	実入学者数が、入学定員を大幅に超える（1.3 倍程度以上）、又は大幅に下回る（0.7 倍程度以下）状況になっていないか。		・入学定員充足率が確認できる資料 ・実入学者数が「入学定員の 1.3 倍程度以上」、又は「0.7 倍程度以下」になっている場合は、その適正化を図る取組が確認できる資料	☐ 適切である ☐ 改善を要する事項がある	○
3-2-5	センターの活動方針が、大学の理念や目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定されているか（センターのみ）。		・センターの活動方針が確認できる資料	☐ 適切である ☐ 改善を要する事項がある	
3-2-6	活動方針に基づいた活動が行われ、その結果による成果が出ているか（センターのみ）。		・センター年報 ・教員活動の記録・評価システムデータ	☐ 適切である ☐ 改善を要する事項がある	○

4 施設整備に関すること

4-1 全学組織が実施するモニタリング等のチェックリスト

項目番号	モニタリング等の観点	根拠資料	【参考】 想定される根拠資料	点検・評価結果	モニタリング （簡易な点検・評価）
------	------------	------	-------------------	---------	----------------------

4-1-1	教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備を法令に基づき整備しているか。		・認証評価共通基礎データ様式1 ・認証評価別紙様式4-1-1	☐ 適切である ☐ 改善を要する事項がある	
4-1-2	施設における耐震化について、耐震基準を満たしているか。		・認証評価別紙様式4-1-3 ・耐震化の状況が確認できる資料	☐ 適切である ☐ 改善を要する事項がある	
4-1-3	外灯や防犯カメラの設置等、安全・防犯面への配慮がなされているか。		・認証評価別紙様式4-1-3 ・安全・防犯面への配慮がなされていることが確認できる資料	☐ 適切である ☐ 改善を要する事項がある	○
4-1-4	施設のバリアフリー化について、障害のある学生等の利用者が円滑に利用できるよう配慮がなされているか。		・認証評価別紙様式4-1-3 ・バリアフリー化の状況が確認できる資料	☐ 適切である ☐ 改善を要する事項がある	○
4-1-5	関係者（教職員、学生、施設利用者等）からの意見聴取の実施結果に基づく改善が行われているか。		・意見聴取の実施時期、内容等の一覧	☐ 適切である ☐ 改善を要する事項がある	○

5 地域連携に関すること

5-1 全学組織が実施するモニタリング等のチェックリスト

項目番号	モニタリング等の観点	根拠資料	【参考】 想定される根拠資料	点検・評価結果	モニタリング (簡易な点検・評価)
5-1-1	地域連携の方針が、大学の理念や目的を踏まえて具体的に策定されているか。		中期目標・中期計画	☐ 適切である ☐ 改善を要する事項がある	
5-1-2	地域連携の方針に基づいた活動が適切に実施されているか。		国立大学法人等の教育研究評価に使用するデータ調査票（公開講座）、同（講演会展示会）など地域連携に関する活動の実績が確認できる資料 ・教員活動の記録・評価システムデータ	☐ 適切である ☐ 改善を要する事項がある	○
5-1-3	活動の実績及び活動への参加者等の満足度を踏まえて、成果（アウトカム）が生じているか。		各種事業報告書など、地域連携に関する活動から生じた成果が確認できる資料	☐ 適切である ☐ 改善を要する事項がある	○
5-1-4	地域連携の方針や活動の状況が適切に公表・周知されているか。		各種事業報告書など、地域連携に関する情報を公表し	☐ 適切である ☐ 改善を要する事項がある	○

			ていることが分かる資料		
5-1-5	改善のための具体的取組が行われているか。		次世代地域創造センター生涯学習企画会議議事録、土佐 FBC 事業企画運営委員会議事録など改善のための取組が分かる資料、各種事業報告書	☐ 適切である ☐ 改善を要する事項がある	○

6 研究に関すること

6-1 全学組織が実施するモニタリング等のチェックリスト

項目番号	モニタリング等の観点	根拠資料	【参考】 想定される根拠資料	点検・評価結果	モニタリング (簡易な点検・評価)
6-1-1	部局の研究活動の目標が大学の研究活動の目標と整合性を有しているか。		全学及び部局の研究活動の目標、大学の中期目標・中期計画の研究の記載等	☐ 適切である ☐ 改善を要する事項がある	
6-1-2	部局の研究活動や研究成果が大学の目標に即して適正な状況にあるか検証を行っているか。		研究推進戦略委員会での議事録、科研費報告書等	☐ 適切である ☐ 改善を要する事項がある	

6-1-3	研究者（教員・研究員等）を育成する制度を策定し、実施しているか。		研究者を育成するための制度の内容が分かる資料	☐ 適切である ☐ 改善を要する事項がある	○
6-1-4	全学組織に裁量のある研究費により部局や教員個人の研究を支援する制度を策定し、実施しているか。		全学で実施するプロジェクトなど全学組織に裁量のある研究費により研究を支援していることが分かる資料	☐ 適切である ☐ 改善を要する事項がある	○
6-1-5	科研費等の外部資金の獲得（特許の申請を含む。）を推進するための制度を策定し、実施しているか。		外部資金獲得のための説明会の開催など、外部資金の獲得を推進していることが分かる資料	☐ 適切である ☐ 改善を要する事項がある	○
6-1-6	研究設備の設置・整備・更新に関する方針を策定しているか。		研究設備の設置・整備・更新に関する方針（国立大学法人高知大学における設備整備マスタープラン）等	☐ 適切である ☐ 改善を要する事項がある	
6-1-7	共同利用機器の修理や更新等、研究環境の整備を推進する制度を策定し、実施しているか。		共同利用機器の修理や更新等を推進していることが分かる資料	☐ 適切である ☐ 改善を要する事項がある	○
6-1-8	部局構成員の研究倫理等を向上させる取組を行っているか。		高知大学競争的資金等不正防止計画の実績報告書、研究倫理に関する研修の実施状況等	☐ 適切である ☐ 改善を要する事項がある	○

6-2 部局が実施するモニタリング等のチェックリスト

項目番号	モニタリング等の観点	根拠資料	【参考】 想定される根拠資料	点検・評価結果	モニタリング (簡易な点検・評価)
6-2-1	部局の研究活動の目標が具体的かつ明確に策定されているか。		部局の研究活動の目標	☐ 適切である ☐ 改善を要する事項がある	
6-2-2	部局の研究活動の目標が、大学の研究活動の目標と整合性を有しているか。		全学及び部局の研究活動の目標	☐ 適切である ☐ 改善を要する事項がある	
6-2-3	論文・著書・学会発表等の研究成果の質及び量が大学及び部局の目標に即して適正な状況にあるか。		例えば「国際的な研究を推進する」という目的を掲げる部局であれば国際共著論文や国際学会での発表件数の推移など、部局が行う研究活動が想定する成果をあげていることを確認できる資料（年報、報告書等） ・教員活動の記録・評価システムデータ	☐ 適切である ☐ 改善を要する事項がある	○
6-2-4	活動方針に基づいた研究支援活動が行われ、その結果による成果が出ているか（総合研究セン		・センター年報など活動実績が確認できる資料	☐ 適切である ☐ 改善を要する事項がある	○

	ターのみ)。		・教員活動の記録・評価システムデータ		
--	--------	--	--------------------	--	--

7 図書館及びICTに関すること

7-1 全学組織が実施するモニタリング等のチェックリスト

項目番号	モニタリング等の観点	根拠資料	【参考】 想定される根拠資料	点検・評価結果	モニタリング (簡易な点検・評価)
7-1-1	教育研究活動を展開する上で必要なICT環境を整備し、それが有効に活用されているか。		・学術情報基盤実態調査（コンピュータ及びネットワーク編）	☐ 適切である ☐ 改善を要する事項がある	○
7-1-2	図書館において、教育研究上必要な資料を利用可能な状態に整備し、有効に活用されているか。		・学術情報基盤実態調査（大学図書館編）	☐ 適切である ☐ 改善を要する事項がある	○
7-1-3	情報基盤及び学術情報資料の活用について適切な支援が行われているか。		・情報基盤及び図書館に関する活動報告 ・図書館関係統計	☐ 適切である ☐ 改善を要する事項がある	○

第2 点検・評価の結果、確認された改善を要する事項（全学組織が行う部局に対する改善指示を含む）

No	自己点検・評価の結果、確認された改善を要する事項	関連する点検・評価の項目番号	改善計画	進捗状況
1				☐ 検討中 ☐ 対応中 ☐ 対応済 ☐ その他 ()
2				☐ 検討中 ☐ 対応中 ☐ 対応済 ☐ その他 ()
3				☐ 検討中 ☐ 対応中 ☐ 対応済 ☐ その他 ()
4				☐ 検討中 ☐ 対応中 ☐ 対応済 ☐ その他

				()
5				☐ 検討中 ☐ 対応中 ☐ 対応済 ☐ その他 ()

※欄が不足する場合は適宜、追加すること。

※改善計画欄には、改善計画を実施する時期を明記すること。

第3 点検・評価の結果、確認された全学での検討が必要な課題

No	全学での検討が必要な課題	関連する点検・評価の項目番号	特記事項
1			
2			
3			
4			
5			

※欄が不足する場合は適宜、追加すること。

第4 点検・評価の結果、「適切である」とした事項のうち、さらなる成果を上げるための活動計画を策定している事項

NO	自己点検・評価の結果、「適切である」とした事項のうち、さらなる成果を上げるための活動計画を策定している事項	関連する点検・評価の項目番号	活動計画
1			
2			
3			
4			
5			

※欄が不足する場合は適宜、追加すること。

第5 点検・評価の結果、確認された優れた成果が確認できる取組

No	優れた成果が確認できる取組	関連する点検・評価の項目番号	特記事項
1			
2			
3			
4			
5			

※欄が不足する場合は適宜、追加すること。